

重点的フォローアップ事項への取組方針 (案)

9. ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

(1) 規制の概要

○職務等を限定して労働契約を締結することについて、特段の規制はなく労働者と使用者の合意により、職務等が限定的な正社員(ジョブ型正社員、多様な正社員)の導入は可能である。ただし、関連する規制は、例えば、以下のとおり。

①労働条件の明示

労働基準法第 15 条第 1 項及び労働基準法施行規則第 5 条第 1 項では、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」等を明示する義務がある。ただし、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」(平成 11 年 1 月 29 日基発第 45 号)では、「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」は、雇入れ直後のものを明示すれば足りるとされている。

②人事処遇の在り方

どのような労働条件を定めるか(従来の正社員と比較してどの程度労働条件を異ならせるか)について、特段の規制はなく、労使間の自主的な決定に委ねられている。

③均衡処遇・相互転換

労働契約法第 3 条第 2 項では、労働契約は、就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結すべきものとされている。

なお、同条第 1 項により、労働者及び使用者の合意に基づき、労働契約を締結し、又は変更すべきものとされているところ。

(2) 規制改革の概要

職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。

【実施時期：平成 25 年度検討開始、平成 26 年度措置】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

○今後、厚生労働省の有識者懇談会における議論、取りまとめられる内容(特に労働条件の明示、人事処遇の在り方、均衡処遇・相互転換に係る対応)及びその周知方法が、職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るためにふさわしいものとなっているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

○厚生労働省において、平成 25 年 9 月 10 日、有識者懇談会を立ち上げ、来年度中に雇用管理上の留意点を取りまとめ、周知を図る予定。

(6) 当面の対応方針

厚生労働省における検討に、規制改革会議として決定した方針が反映されるよう、WGにおいてさらに議論を掘り下げ、年内に検討結果を取りまとめる。(具体的な議論の進め方は今後WGにおいて検討の予定)

10. 労働者派遣制度の見直し

(1) 規制の概要

- 労働者派遣については、限定列举された禁止業務以外は労働者派遣を行うことが可能（ネガティブ・リスト方式）であるが、いわゆる「専門 26 業務」以外の業務については、同一業務における派遣可能期間の制限がある。（原則 1 年、最長 3 年）
- 専門 26 業務については、派遣期間の制限はないが、いわゆる「付随的業務」に費やす時間が、1 日当たり又は 1 週間当たりの就業時間数の 1 割を超える場合、派遣期間の制限を受ける（原則 1 年、最長 3 年）。

(2) 規制改革の概要

労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成 25 年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。

- ①派遣期間の在り方（専門 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度）
- ②派遣労働者のキャリアアップ措置
- ③派遣労働者の均衡待遇の在り方

【実施時期：平成 25 年検討・結論、結論を得次第措置】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 今後の労働政策審議会における議論が、専門 26 業務の見直し、派遣労働者のキャリアアップ、派遣労働者の均衡待遇などの視点を踏まえたものになっているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- 平成 24 年の労働者派遣法改正時の附帯決議において、専門 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について速やかに見直しの検討を開始することとされた。
- 厚生労働省において、平成 24 年 10 月、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」を立ち上げ、平成 25 年 8 月 20 日に報告書を取りまとめた。また、平成 25 年 8 月 30 日、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会で議論を開始した。今後、当該議論の結果を踏まえ平成 26 年通常国会以降、法制上の措置を行う予定。
- 厚生労働省において国際先端テスト実施中。

(6) 当面の対応方針

WGで論点を整理し、平成 25 年 10 月を目処に規制改革会議の意見の表明を行う。その後、労働政策審議会における議論が当該意見に沿ったものとなっているかどうか規制改革推進室においてその検討状況を確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行うとともに、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。